

大子町通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～



令和4年12月

大子町通学路交通安全対策推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、同年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な安全対策について協議・対応してきました。

また緊急合同点検以外の箇所についても、同様に関係機関と連携して合同点検を実施し、必要な安全対策を検討してきました。

関係機関が連携し通学路の安全確保を円滑に進めるため、「太子町通学路交通安全プログラム」を策定し、本プログラムに基づき、児童生徒が安全に通学できるよう、継続的に通学路の安全確保を図ります。

2. 通学路交通安全対策推進会議の設置

各関係機関が連携を強化することを目的とし、以下の機関による「太子町通学路交通安全対策推進会議」（以下、「推進会議」という。）を設置します。

（1）構成機関

- ・ 太子町教育委員会
- ・ 太子町建設課
- ・ 太子町福祉課
- ・ 茨城県太子警察署
- ・ 茨城県常陸大宮土木事務所太子工務所
- ・ 太子町学校長会

（2）推進会議の事務局は、太子町教育委員会事務局 学校教育担当に置く。

3. 取組方針

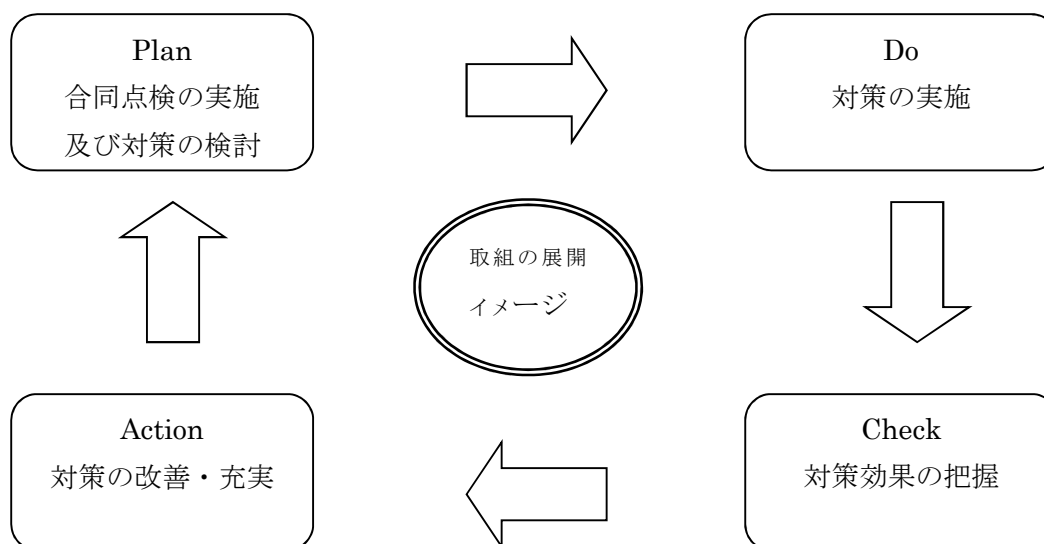
（1）基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検を実施するとともに、対策後の効果把握を行い、さらなる改善・充実に努めます。

これらの取り組みを PDCA サイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図ります。

【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】

※事業活動における生産活動や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan【計画】→Do【実行】→Check【評価】→Act【改善】の4段階を繰り返すことにより、業務を継続的に改善するもの。



(2) 危険箇所の把握及び合同点検 (Plan)

ア 危険箇所の把握

- ・通学路の危険と考えられる箇所の報告を各小中学校に依頼します。
- ・学校、保護者、地域住民、自治会等からの危険箇所の連絡を、関係機関で随時受け付けます。受け付けた情報は、集約し推進会議に報告します。

イ 合同点検の実施

- ・報告内容を基に、危険箇所を把握し、効果的、効率的な対策の検討のために合同点検を年1回実施します。ただし、緊急時に点検が必要とされる場合は、その都度実施します。

ウ 対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに歩道整備や防護柵設置のようなハード面の対策や、交通規制や交通安全教室のようなソフト面の対策など、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(3) 対策の実施 (Do)

- ・対策の実施にあたっては、推進会議において優先順位を設定し、計画的かつ円滑に進むよう関係機関で連携を図ります。

(4) 対策効果の把握 (C h e c k)

- ・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童が安全になったと感じているのか、学校におけるアンケート等、把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(5) 対策の改善・充実 (A c t i o n)

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 対策箇所一覧表、対策箇所図の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、「通学路安全点検箇所一覧」、「通学路安全点検対策箇所図」を作成し、大子町ホームページにて公表します。

【別添資料】

- ・別添 1 通学路安全点検箇所一覧
- ・別添 2 通学路安全点検対策箇所図